

## 監査公表 第 9 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年12月4日

筑後市監査委員 木庭 雄二  
筑後市監査委員 大石 昭彦

### 監査の結果に関する報告について

#### 1 監査の種類 財政援助団体等監査

#### 2 監査の対象及び実施期日

- (1) 公益社団法人 筑後市シルバー人材センター  
実施期日 令和7年11月7日

#### 3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和6年度の財政援助等に係る事業について、補助金等の使途が補助目的に沿って適正に使われているか、出資している団体が出資目的に沿った運営を行っているか、指定管理者が事業計画に沿った事業を適切に実施しているかを主眼とし、関係書類による照合検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

#### 4 財政援助の内容と金額（令和6年度決算額）

筑後市シルバー人材センター運営費補助金	11,746,000円
社会福祉施設等物価高騰対策支援金	14,200円

#### 5 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められた。